商工会議所報 むつ

〒035-0071
むつ市小川町二丁目11－４
むつ商工会議所
電　話 0175-22-2281
ＦＡＸ 0175-22-0167
E-mail:somu@mutsucci.or.jp
URL http://www.mutsucci.or.jp/

決定 大湊・八戸間直通快速便

12月１日新幹線八戸駅開業を控え９月20日ＪＲ東日本盛岡支社より12月ダイヤ改正の発表がありました。

大湊～八戸間に直通快速「しもきた」１往復の運転が決定しました。

上り　大湊 ⟶ 下北 ⟶ 八戸　（はやて10号 10：04への接続）
7：59　8：03　9：39

下り　八戸 ⟶ 下北 ⟶ 大湊　（はやて13号 14：55から接続）
15：09　16：40　16：45

「ＪＲ大湊線」の充実を訴える

去る八月三十日、木村知事を筆頭に、地元から、下北総合開発期成同盟会会長の杉山市長、越前県議会議員、経済界を代表して鷹架会頭等の八名の一行は、ＪＲ東日本盛岡支社を訪れ、大湊線の利便性向上について、要請した。

これまでも、八戸駅・大湊駅の直通（快速）列車の運行実現を強く要請してきたが、五月十四日のＪＲ東日本大塚社長の定例記者会見での「検討中」との発言を受け、念押しとなったものである。

要請内容は、

一、新幹線八戸駅開業を控え、下北半島へのアクセスを円滑化するための直通（快速）列車の運行実現のお願い。

二、暴風柵の設置等の恒久的な風対策への取り組みのお願い。

となっている。

これに対し荻野盛岡支社長は、地域の観光振興や大湊線への思い入れを評価しながらも、

一、未知の観光資源、魅力ある観光地を有する下北半島を雑誌「トランヴェール」などで全国に紹介し、ＪＲ大湊線の利用率向上に心血を注いでいるが、当該周辺住民のマイカー利用者の増もあって、当社も増収とコストダウンに必死の状況である。

十二月一日の改正ダイヤは、ＪＲグループ各社と協議のうえ、九月中に公表することになるので、現時点で個別に回答できない。

二、風対策については、風速計の増設、風規制区間見直し、防風と環境に配慮した植樹など実施してきている。現在、運用上簡易な防風対策についても検討中である。

意見交換の中で、

【杉山市長】…大湊線の利用率が伸びないのは、定年退職者などへの、ＰＲ不足もある。今後に期待したい。

【越前県議】…関係機関との連携を強化しながら、大湊線の平日の利用率を上げていきたい。また強風対策についても解決に向けてよろしくお願いしたい。

【鷹架会頭】…地域では、大湊線の活性化のために、商工と観光関係の二十団体が協議会を発足し、大湊線を考える集いを手始めに、接客マナーやモノづくり講習会の開催、お土産品コンクールの実施、観光ＰＲの幟の作成及び歓迎看板の設置等、積極的に事業を展開している。

・・・などの補足説明があった。

「産業まつり」で楽しくお買い物!!

●日時　平成14年10月19日（土）、20日（日）
●場所　むつ市民体育館

19日（土）

10時00分	**オープニングセレモニー** ご来場者プレゼント 今日のおやつは 「手作りどら焼き」 （先着200名様）
11時00分	**黒石八郎ショー**
13時00分	**ちびっ子大集合！** 豪華景品！ゲーム大会 （ストラックアウト）
14時30分	**黒石八郎ショー**
15時00分	**抽選会（司会　黒石八郎）**

昨年の会場の様子

20日（日）

10時00分	**オープニングセレモニー** ご来場者プレゼント むつ市郷土料理イカ寿し （先着200名様）
10時30分	**よさこい・ソーラン大会** むつジャギー（むつ市） 五十丸祭組（むつ市） よさこい娘（大畑高校）
11時00分	**直径２メートルの大鍋** 「かさまい鍋」振る舞い （１杯100円）
13時00分	**芸能発表** 大正琴演奏／演奏　中村教室
14時00分	**景品盛りだくさん！輪投げ大会**
15時00分	**自転車、家電製品、 地場産品の当たる大抽選会**

問い合せ　むつ商工会議所振興課　電話２２－２２８２

あなたの斬新なアイディア大募集!

◆◆◆新作おみやげ品コンクール◆◆◆

新幹線八戸駅開業を控え、ＪＲ大湊線関連商工団体連絡協議会・むつ商工会議所の主催により「おみやげ品」コンクールを企画いたしましたので、ふるってご応募下さいますようお願い致します。

募集内容	地元の資源を活用したみやげ品 ※商品化されていないもの、素材や内容は自由
応募資格	むつ市、下北郡、野辺地町、及び横浜町に在住の方
応募締切	平成14年11月22日（金）
賞	最優秀賞　50,000円　１点 優秀賞　20,000円　５点 入　選　10,000円　５点
結果通知	入賞者のみ12月５日（木）までに文書で通知
応募要領	８月会報に同封した申込用紙に、試作品か完成イメージ図を添えてお申し込み下さい。 ※申込書は商工会議所にて配布しております。
応募先	むつ商工会議所振興課 電話22-2282　ＦＡＸ22-0167 担当（竹園・松谷）

歓迎ムード高潮

新幹線八戸駅開業も後60日余りと迫り県内外からのお客様の歓迎に向けた準備が着々と進んでいます。当所では、下北を連想させるイメージキャラクターのイタコを使用した歓迎看板を、７月に大湊駅前に、９月には、横浜町村尻の国道沿いに設置しました。今後は、下北駅前にも設置する予定です。また、おみやげ品コンクールも実施中で、地元の資源を活用したお土産品の新作を募集しています。締め切りは、11月22日（金）まで、是非ご応募下さい。そして、平成15年２月には、昨年から実施している「食の祭典」を企画していますので、下北のＰＲにご協力をお願いいたします。

「元気の出る経営講習会」報告

去る９月11日、はねやホテルにおいて、むつ商工会議所と下北地域中小企業支援センターの主催でジャイロ流通研究所代表の大木ヒロシ講師を迎え、“今日の景気、明日の景気　経営はこうでなきゃ！！”と題して講習会を開催しました。

大木講師は、年間150回以上にわたる講演活動を行っており、超多忙な合い間を縫って、わざわざ本州最北端の地の下北半島まで足を運んでいただきました。

その絶妙で迫力ある話術と、取材や顧問先企業の実例に裏づけされた説得ある内容については、参加者一同の心を“わしづかみ”にするほどでした。また、商店街事例も多々お話していただき、商店街から参加された方も食い入るように聴き入っていました。（少しは、大木講師の元気を分けてもらえたのでは？）

予定されていた時間（２時間）も大幅に超えてしまい、当地の後の講演予定地、大間町へは大丈夫かなぁ～？と思うほどの熱の入れようで、感謝しております。

記：下北地域中小企業支援センター

講 演 会 開 催

８月27日（火）むつグランドホテルに於いて柏崎商工会議所専務理事の内藤信寛氏を講師として、「原子力立地と地域振興」と題し、60名の参加者を集め１時間30分の講演会を開催いたしました。

講演では、柏崎刈羽発電所の概要をはじめ原子力施設立地に向けての取り組みや、柏崎市の産業の現況と問題点等について説明いただき、参加者からは、「大変解りやすく、参考になった」と好評をいただきました。

東京駅前に事務所を開設しませんか。長期貸しブース利用企業の募集！

（財）21あおもり産業総合支援センターでは、東京駅前に開設している青森県ビジネスサポートセンターにおいて、首都圏での活動拠点の場として活用できる長期貸しブースの利用企業を募集しております。現在13企業が入居しており支店、営業所とし首都圏における効果的な活動を行っております。また、取引の際の商談・打合せや会議、説明会等に利用できる施設も備えておりますので、あわせてご案内申し上げます。

なお、詳細についてはお問い合わせ下さい。

問い合わせ先　青森県ビジネスサポートセンター
（東京駅八重洲南口より徒歩３分）
東京都中央区八重洲２－２－１　住友生命八重洲ビル５Ｆ
ＴＥＬ０３－３２７１－０９００　担当　加藤

会　議　室
（最大24名、１時間3,500円）

商談室（４人用）
（４人用　１時間500円、８人用　１時間750円）

長期・短期貸しブース
（１人用、約１坪、月額68,000円、電話料、コピー代実費）

企業を守る共済制度　県火災共済の総合火災共済

○割安な掛金で支払は迅速です。
○各金融機関に質権設定ができます。
○剰余金は、利用分量配当として利用者に還元されます。

火災・落雷・破裂、爆発・風災、雪災・物体の落下、衝突・騒じょう、労働争議・水ぬれ・盗難・水災による共済金の他に臨時費用・残存物取り片付け費用等々の臨時費用見舞金がでます。

総合火災共済掛金－契約額100万円についての年間掛金は下記のとおりです。（単位：円）

構造 / 目的	住宅物件（専用住宅・家財）			一般物件（店舗・事務所等）		
	鉄骨造	木造モルタル等	木造	鉄骨造	木造モルタル等	木造
建物	890	2,510	2,930	2,060	3,310	3,830
家財	1,030	2,800	3,220	2,160	3,500	4,020
設備・什器等	－	－	－	2,110	3,260	3,780
商品・製品等	－	－	－	2,010	3,120	3,640

※その他、鉄筋コンクリート造等の金額や詳細についてはむつ商工会議所・青森県火災共済（協）まで、お問い合わせ下さい。

その他、各種共済を取り扱っております。○中小企業共済の**自動車事故見舞金共済・生命傷害、労働災害補償共済制度**　○全済団の**自動車共済**（任意保険）

保証の範囲がぐーんとワイドに
青森県火災共済協同組合
青森県中小企業共済協同組合
全国商工共済振興事業団青森支所

申込・お問い合わせ
むつ商工会議所指導課　TEL22－2283
青森県火災共済（協）　TEL017－777－8111

むつCCIガイド 10月イベントカレンダー

期　日	内　容	会　場	お問い合せ・お申込
１０月　５日(土)	新規創業セミナーⅡ３日目	プラザホテルむつ	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１０月　５日(土)	ワープロ検定２級 （申し込み終了）	むつパソコン教室	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２
１０月　５日(土) ６日(日)	パソコン寺子屋 （ＰＯＰ作成）	商工会議所２Ｆ会議室	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１０月　６日(日)	ワープロ検定１級 （申し込み終了）	関教育学舎	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２
１０月１７日(木) １８日(金)	パソコン寺子屋 （ホームページ作成）	商工会議所２Ｆ会議室	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１０月１９日(土) ２０日(日)	第５回産業まつり	むつ市民体育館	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２
１０月２４日(木) ２５日(金)	パソコン寺子屋 （表計算中級）	商工会議所２Ｆ会議室	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１０月２６日(土)	ビジコン検定３級 （申し込み終了）	青森アカウンティングスクール	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２
１０月２６日(土)	ワープロ検定３・４級 （申し込み終了）	むつ珠算塾	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２
１０月２７日(日)	珠算検定 （申し込み終了）	商工会議所２Ｆ会議室	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２
１０月２３日(水) （申込締切日）	簿記検定 （試験日１１月１７日（日）	田名部高等学校	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２

知ってるつもりの 情報化 パートⅢ

前回は、アンケートに基づいて、「情報」について考えてみた。今回は、「情報」といわれているものを見てみる。

情報とは、次の４つのものが含まれていると考える。そこで、それらについてふれてみることにする。ここでは、よりわかりやすくするために、“私にとっての「情報」とは”何かを考えてみることにする。

（１）体感（体の五感に感得したもの）

体感は人間にとって、もっとも典型的なものである。すべての情報は、見る・聞く・話す・ふれる・嗅ぐ・味覚等の体感を通して知るところとなる。

例えば、何かを食べて甘いとか、温泉に入って熱すぎる、または、花を見て心が安らぐといった体感によるものも情報といえる。

（２）意思の伝達（意見・判断）

意思の伝達とは文字通り、各人の意思を受け渡しするものである。例えば、上司から仕事を言い渡されるとか、上司に決裁を仰ぐ・上司が判断を示す、または、異性に想いを伝える等が、意思および意見の伝達であり情報といえる。

（３）ニュース（興味・好奇心）

ニュースは、ある現象や出来事・事実のうち、他人の興味を引く部分を持ったものである。同じ現象・事実でも、それを捉える視覚によりニュース性があったりなかったりする。

例えば、真冬に沖縄在住の人がむつ市に大雪が降ったとしても、自分が生活する上では別段影響がない訳でありニュース性がないといえる。ところが、むつ市に在住している我々にとっては、生活に密着しており大ニュースとなる。また、沖縄からむつ市へ旅行でもしようとしている人にとっても大ニュースといえる。

（４）データ（統計・資料）

データといえば、統計学数字やコンピュータに記憶されているものを思い浮かべるがそれだけではない。

例えば、文字・絵画・写真・グラフ・映像等もデータであるし、実物・模造物等もデータといえる。

これらの、体感・意思の伝達・ニュース・データの４つの要素それぞれが１つの情報である場合もあり、４つの要素が混在して１つの情報となる場合もあると考えられる。

－つづく－

記：ＩＴコーディネーター　提供：下北地域中小企業支援センター

確かな備えで明るい未来　小規模企業共済

●制度概要
　小規模企業の個人事業主または会社等の役員が事業を廃止した場合や役員を退職した場合など、第一線を退いた時の生活の安定、あるいは事業の再建などを図るために、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、自ら資金を拠出して行われる共済制度で、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的としています。小規模企業共済法に基づいた制度で、いわば国がつくった「事業主の退職金制度」といえるものです。
●加入資格
　常時使用する従業員が20人（商業とサービス業では5人）以下の個人事業主と会社の役員、一定規模以下の企業組合・協業組合の役員。
●掛金
　毎月の掛金は1,000円以上70,000円以下（500円刻み）。
●制度の特色
・掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、所得金額から控除されます。
・共済金は、税法上、一時払い共済金は退職所得、分割共済金は公的年金等の雑所得として取り扱われます。
・共済金の受取りは、一時払い又は分割払いが選択できます。
・加入者（一定の資格者）は、納付した掛金総額の範囲内で事業資金等の貸付けが受けられます。

●問い合わせ
　加入手続き及びお問い合わせは
　むつ商工会議所指導課
　ＴＥＬ　０１７５－２２－２２８３
＜事業実施団体＞
・中小企業総合事業団　共済相談室
　ＴＥＬ　０３－３４３３－７１７１
・中小企業総合事業団　仙台分室
　ＴＥＬ　０２２－２６５－１１６３

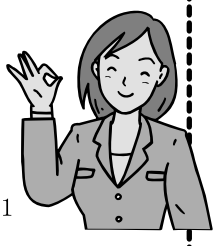

備えて万全安心経営　中小企業倒産防止共済

●制度概要
　取引先企業の倒産の影響によって、中小企業者の方が連鎖倒産したり、著しい経営難に陥るなどの事態を防止するための共済制度で、中小企業者の方々の経営の安定を図ることを目的としており、「取引先に不測の事態が生じたときの資金手当」をする制度です。毎月一定金額を掛け、万一取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合、共済金の貸付けを受けることができます。

●加入資格
　引き続き１年以上事業を行っている中小企業者または組合。
　（業種により、従業員数、資本金等の加入条件が異なります）

●掛金
　掛金月額は、5,000円以上80,000円以下（5,000円刻み）。
●制度の特色
・加入後、６ヶ月以上経過して取引先業者が倒産し、これに伴って売掛金債権等について回収が困難になった場合に共済金貸付が受けられます。
・共済金の貸付は、無担保、無保証人、無利子で受けられます。ただし、貸付を受けた共済金の1/10に相当する額は、掛金総額から控除され、共済制度を運営する財源に充てられます。
・取引先業者に倒産の事態が生じない場合でも、解約手当金の範囲内で事業資金の貸付けを受けられます。
・掛金は、全額が損金（法人）、または必要経費（個人）に算入できます。

●問い合わせ
　加入手続き及びお問い合わせは
　むつ商工会議所指導課
　ＴＥＬ　０１７５－２２－２２８３
＜事業実施団体＞
・中小企業総合事業団　共済相談室
　ＴＥＬ　０３－３４３３－７１７１
・中小企業総合事業団　仙台分室
　ＴＥＬ　０２２－２６５－１１６３

中小企業のための国の退職金制度　中小企業退職金共済

●制度概要
　単独では退職金制度をもつことが困難である中小・零細企業において、相互扶助と国の援助で退職金制度を確立し、中小企業従業員の福祉の増進と雇用安定を図り、中小企業の振興と発展に寄与することを目的としています。従業員が退職したときはその従業員へ機構・中退共本部から退職金が直接支払われます。

●加入資格
　中小企業者または公益法人。（業種により、従業員数、資本金等の加入条件が異なります）

●掛金（全額事業主が負担）
・月額5,000円以上10,000円以下（1,000円刻み）、10,000円以上30,000円以下（2,000円刻み）の16種類から選択できます
（短時間労働者の特例掛金　2,000円、3,000円、4,000円）

●制度の特色
・新規加入事業主に対し、掛金の一部を国が助成します。
・掛金は、損金（法人）、または必要経費（個人）として全額非課税。
・掛金は、口座振替で管理が簡単。

●問い合わせ
　加入手続き及びお問い合わせは
　むつ商工会議所振興課
　ＴＥＬ　０１７５－２２－２２８２

＜事業実施団体＞
・中小企業退職金共済事業本部
　ＴＥＬ　０３－３４３６－０１５１
・中小企業退職金共済　仙台相談コーナー
　ＴＥＬ　０２２－２６３－８６５１

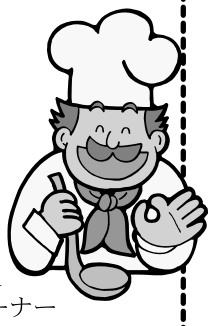

情報はこちらでも掲載しています。
中小企業総合事業団ホームページ　http://www.jasmec.go.jp/
中小企業退職金共済事業本部ホームページ　http://www.mmjp.or.jp/chutaikyo/

LookLook（ルック ルック）会員さん

No.24　株式会社橋本機械店

当社では、新しい機械を販売するだけではなくアフターサービスに重点を置きお客様の経済的負担の軽減と資源を大切にできるよう努めています。

次は、北日本物産（株）さんにバトンタッチです。

むつ市柳町２－８－55
（株）橋本機械店　代表取締役　橋本春治
ＴＥＬ22－1341ＦＡＸ22－1343

私からも一言

従業員　田中孝子さん

店舗新築フレッシュな気持ちで頑張っております。農業、漁業を営む方々へより一層のサービス、サポートを日々心掛けております。どうぞお気軽にお立寄り下さい。

金融便り

国民生活金融公庫 貸付利率

◎ 普通貸付

５年以内　年 1.70％

５年超　年 1.80％

平成14年９月10日実行分から

◎ 小企業等経営改善貸付

（無担保・無保証人㊟制度）

年 1.40％

平成14年９月10日実行分から

◎ 国の教育ローン

年 2.10％

平成14年９月10日実行分から

平成14年９月27日現在

青森県最低賃金改正のお知らせ

えっ!!　最低賃金しらないの？

今回の改正から、地域別最低賃金は時間額のみとなりました。

青森県 最低賃金　**時間額：605円**

《効力発生日》平成14年10月１日

商工会議所新会員の紹介

No.	事業所名	代表者名	住所	業種
1	ｅ－ｃｏｍ．	澤田　都	並川町10－５	ｻｰﾋﾞｽ業
2	伊柳大工	伊柳哲弘	新町21－11	建設業
3	エスファクトリー	笹野修一	金谷２－７－11	ｻｰﾋﾞｽ業
4	麺徳	葛西徳司	新町27－13	飲食店

10月１日～10月31日

高年齢者雇用促進月間

10月１日～10月31日は、高年齢者雇用促進月間です。事業主は65歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。（平成12年10月１日から、『高年齢者等の雇用の安定等に関する法律』の一部改正法が施行されました。）

◇ 問い合わせ先
むつ公共職業安定所
（０１７５－２２－１３３１）

仕事と家庭を考える月間

厚生労働省では、毎年10月を仕事と家庭を考える月間と定め仕事と家庭との両立について社会一般の理解を深めるための各種啓発活動を行っています。

◇ 問い合わせ先
青森労働局雇用均等室　担当須藤
青森市新町２－４－25
ＴＥＬ　０１７－７３４－４２１１
ＦＡＸ　０１７－７７７－７６９６

労働保険適用促進月間

事業主の皆様へ！

労働保険の加入手続はお済ですか？

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険であり、原則として労働者を一人でも雇っていれば、事業主は労働保険の加入手続きをとり、労働保険料を納めなければなりません。

なお、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中に、労働災害が生じ労災保険給付を行った場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労災保険給付に要した費用の一部を徴収することとなっています。

◇ 問い合わせ先
青森労働局総務部
労働保険徴収室適用第一係
〒030-8558
青森市新町２－４－25　青森合同庁舎
ＴＥＬ０１７－７３４－４１４５